

## 第3期

# 香美市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

香美市



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	3
1 統計による本市の状況.....	3
2 アンケート調査結果の概要.....	8
3 現状を踏まえた課題.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	17
1 計画の基本理念.....	17
2 計画の基本目標.....	18
3 施策体系.....	19
第4章 量の見込みと確保方策.....	20
1 教育・保育提供区域の設定.....	20
2 教育・保育事業.....	20
3 地域子ども・子育て支援事業.....	22
4 事業推進体制の確保.....	32
第5章 施策の展開.....	34
1 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり.....	34
2 切れ目ない支援のまちづくり.....	37
3 安心して産み育てられるまちづくり.....	40
4 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり.....	42
第6章 計画の推進体制.....	46
1 地域における子育て支援の推進.....	46
2 計画の点検・評価.....	46



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」をもとに急速に進行する少子化や人口減少に対応するため、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援など子ども・子育て支援の様々な取組が進められています。

そのような中、子どもの取り巻く状況に目を向けると、不登校や自殺、児童虐待、子どもの貧困といった課題がますます増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流・交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、子育て世代や子どもにも深刻な影響をもたらしました。

こうした状況を踏まえ、子どもにとっていちばんの利益を考え、子どもの権利、幸せを守るため、令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。この法律に基づき、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を令和5年12月22日に閣議決定しました。「こども家庭庁」のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、子どもを産み育てやすい環境の整備や子どもの命や安全を守る施策を強化し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができるように体制整備が進められています。

『第3期香美市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という）は、近年の社会潮流や香美市（以下、「本市」という）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『第2期香美市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「前回計画」という）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。



## 2

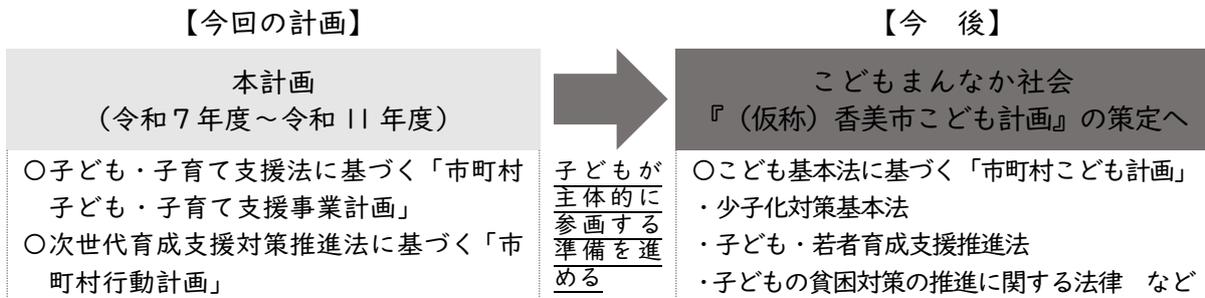
### 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実のほか、母子保健事業、特別な支援を必要とする子どもや子育て世帯への支援施策の展開等、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。本計画は、これまで取組を進めてきた前回計画の考え方を継承するとともに、母子保健計画を兼ねるものとします。

また国は、令和5年12月にこども基本法に基づく「こども大綱」を閣議決定し、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進しています。本市では今後、子どもが主体的に参画する体制を進める準備段階として本計画を位置付けます。

国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの本市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「第2次香美市振興計画」や「第3期香美市障害児福祉計画」、その他関連計画との整合性をもって策定します。



## 3

### 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和7年度から令和11年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

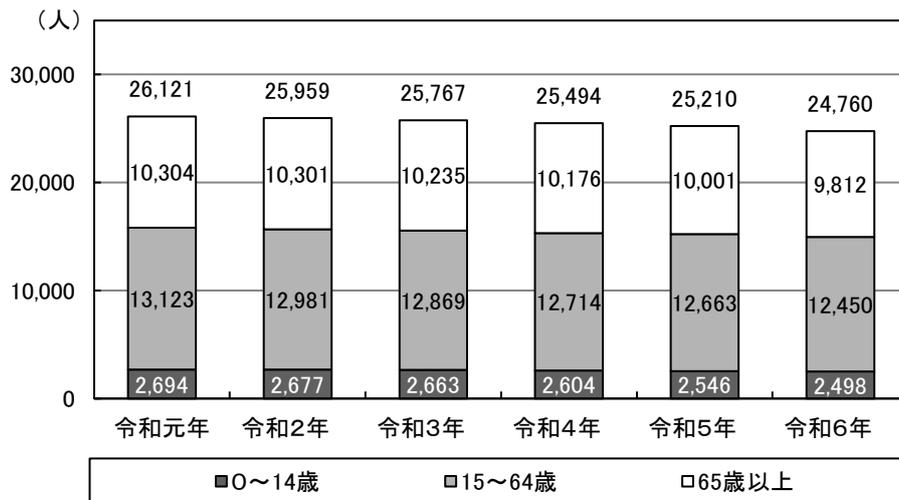
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
香美市 子ども・子育て 支援事業計画	見直し	➔ 本計画期間					--- 次期計画期間 ---				

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### 1 統計による本市の状況

#### 1. 年齢3区分別人口の推移

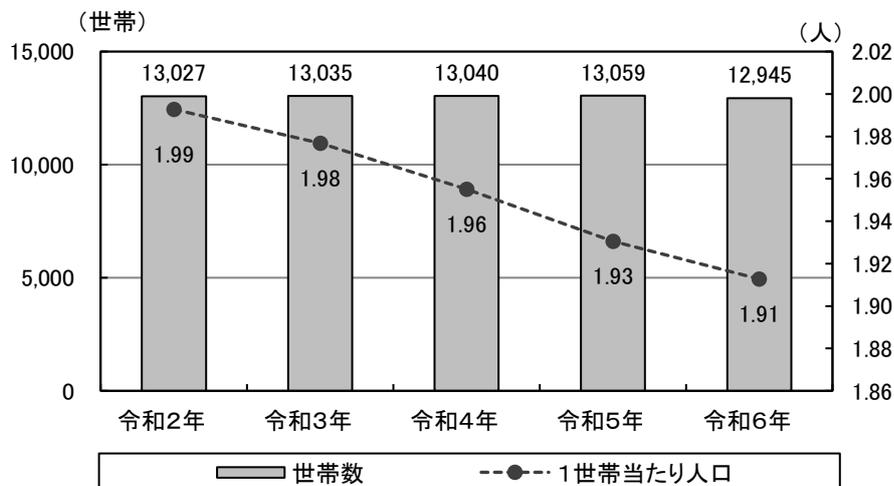
全体人口は年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみても、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）は減少傾向にあります。高齢化率は39.6%と約4割を占めています。



資料: 香美市住民基本台帳(各年4月1日付)

#### 2. 世帯数の推移

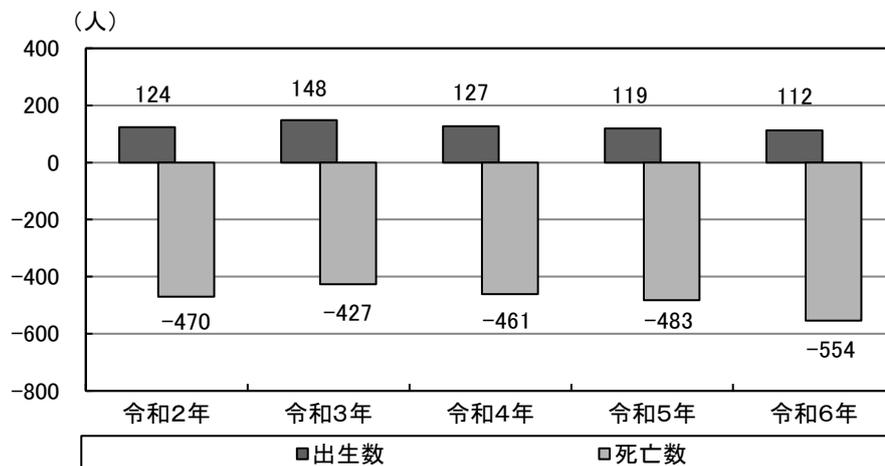
世帯数をみると、令和5年までは微増しましたが、令和6年には減少しています。1世帯当たり人口は減少傾向にあります。核家族化の進行や少子化の影響がうかがえます。



資料: 香美市住民基本台帳(各年4月1日付)

### 3. 自然動態—出生数と死亡数の推移—

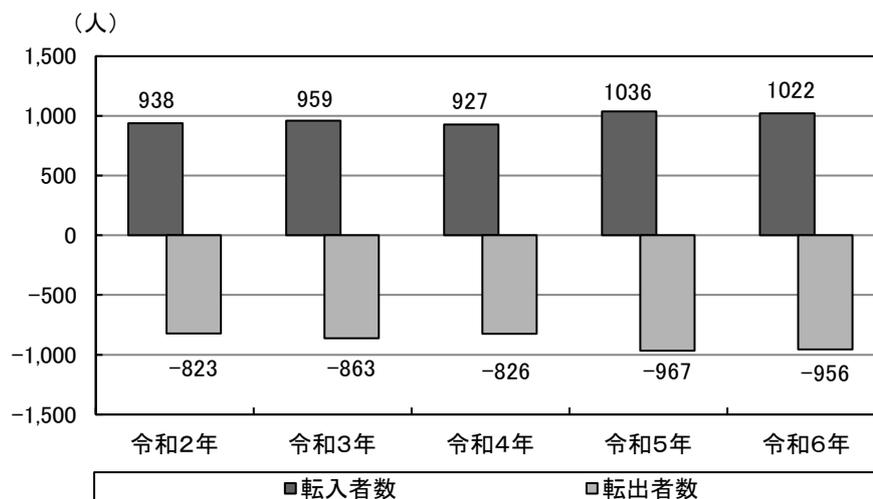
出生数をみると、令和3年に増加しましたが、翌年の令和4年には再び減少しています。自然動態においては、人口は減少傾向にあるといえます。



資料: 総務省住民基本台帳(各年1月1日付)

### 4. 社会動態—転入者数と転出者数の推移—

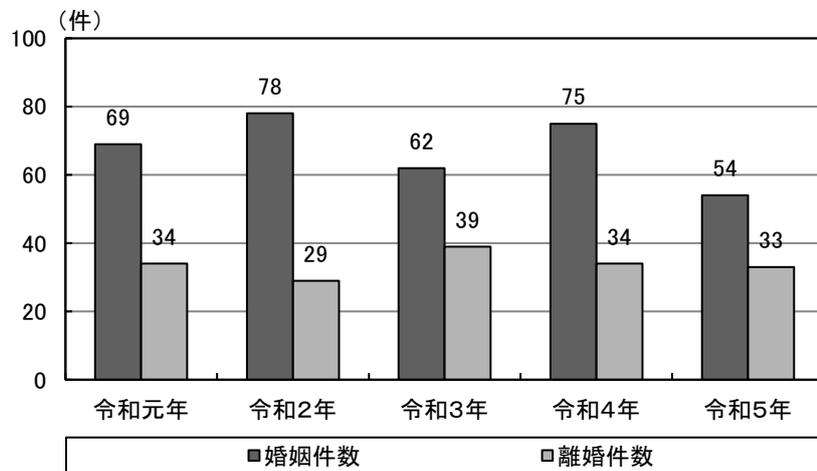
転入者数と転出者数をみると、ともに増減を繰り返しながら推移していますが、いずれの年も転入者数が転出者数を上回る社会増となっています。社会動態においては、人口は増加傾向にあるといえます。



資料: 総務省住民基本台帳(各年1月1日付)

## 5. 婚姻件数と離婚件数の推移

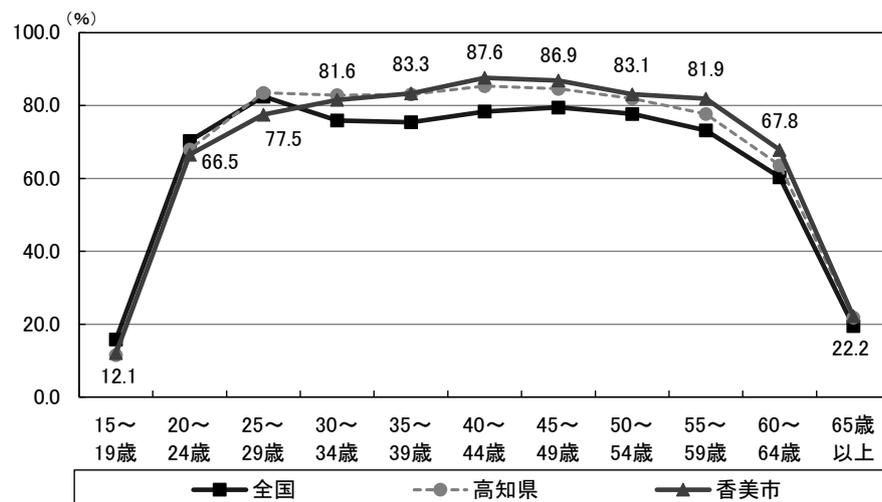
婚姻件数と離婚件数をみると、ともに増減を繰り返しながら推移しています。  
令和5年の婚姻件数については、前年に比べて大幅に減少しています。



資料:厚生労働省 人口動態調査(1/1～12/31の間届け出られたもの)

## 6. 年齢別(5歳区切り)女性就業率(令和2年)

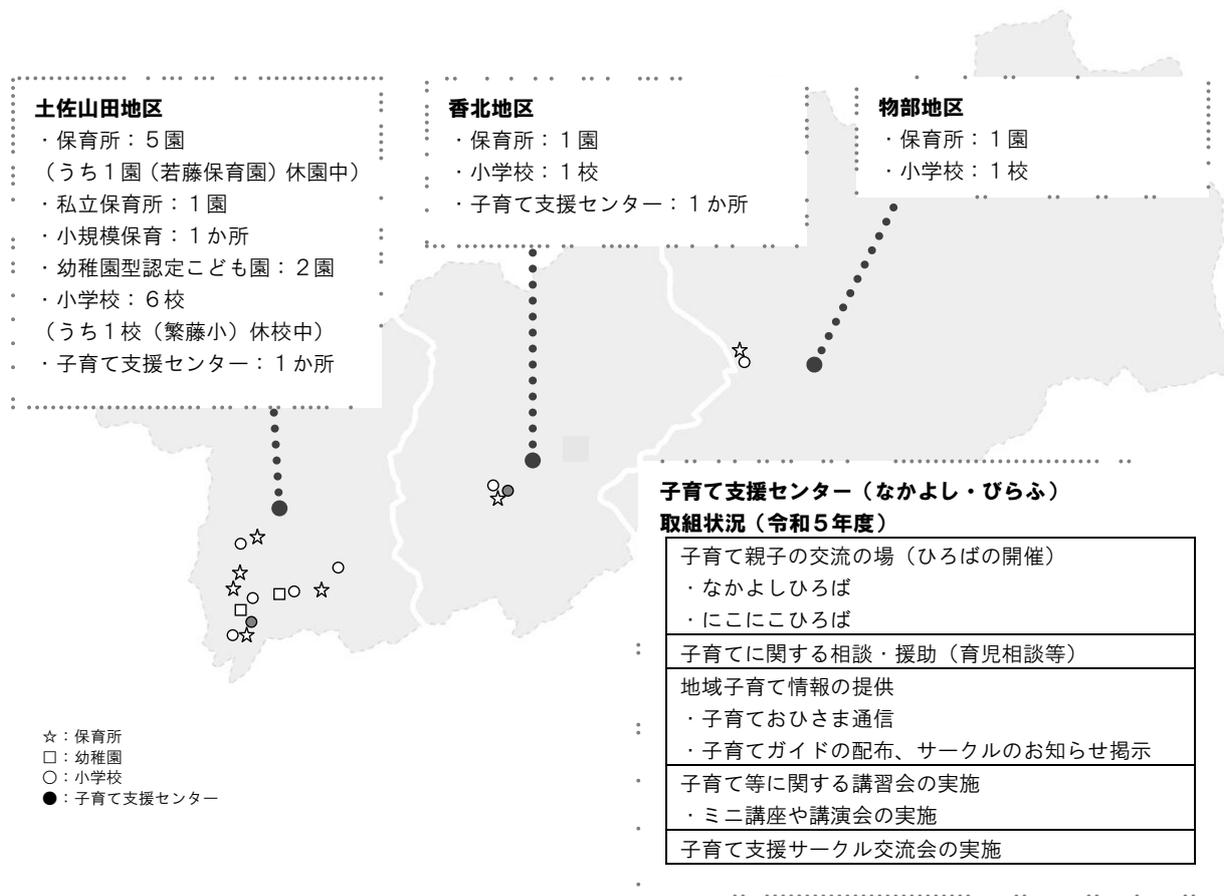
年齢別女性就業率をみると、全国においては、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」が緩やかにみられますが、高知県及び本市ではほとんどみられません。また、35歳以降の女性の就業率が全国や高知県を上回っており、本市においては結婚や出産・育児等により離職する女性が少ないことがうかがえます。



資料:国勢調査

## 7. 教育・保育事業の状況—教育・保育事業の数—

現在、保育所が8園（うち、公立保育所1園休園中）、小規模保育が1か所、幼稚園型認定こども園が2園あります。また、子育て支援センターが2か所あり、子育てに関する相談や支援、交流の場として活用されています。



## 8. 人口推計

### ①子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口を推計すると、特に0～5歳児については、減少が続くものと予測されます。この推計児童数に基づき、教育・保育サービスの目標事業量を設定するものとします。

単位：人

推計人口	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口推計	24,451	24,149	23,845	23,545	23,255
0歳推計人口	119	116	114	111	109
1・2歳推計人口	241	249	247	242	236
3～5歳推計人口	417	392	371	374	379
0～5歳推計人口	777	757	732	727	724
6～8歳推計人口	523	496	488	436	410
9～11歳推計人口	592	595	563	542	515

コーホート変化率法により推計

②第2期計画策定時と現時点の推計値比較

●香美市

単位(人口):人

		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)		令和17年 (2035年)		
		第2期計画時 推計 (平成31年)	第3期計画時 推計 (令和6年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第3期計画時 推計 (令和6年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第3期計画時 推計 (令和6年)	
香美市	総人口	24,310	24,986	22,733	23,207	21,203	21,552	
年少人口	0~14歳	人口	2,343	2,438	2,193	2,095	2,055	1,814
		割合	9.6%	9.8%	9.6%	9.0%	9.7%	8.4%
生産年齢人口	15~64歳	人口	12,225	12,847	11,481	12,108	10,901	11,487
		割合	50.3%	51.4%	50.5%	52.2%	51.4%	53.3%
老年人口	65歳以上	人口	9,742	9,701	9,059	9,004	8,247	8,251
		割合	40.1%	38.8%	39.8%	38.8%	38.9%	38.3%

資料: 国立社会保障 人口問題研究所(国勢調査より推計)

●国(全国)

単位(人口):人

		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)		令和17年 (2035年)		
		第2期計画時 推計 (平成31年)	第3期計画時 推計 (令和6年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第3期計画時 推計 (令和6年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第3期計画時 推計 (令和6年)	
全国	総人口	122,544,103	123,262,448	119,125,139	120,111,578	115,215,698	116,638,903	
年少人口	0~14歳	人口	14,072,742	13,632,522	13,211,912	12,397,006	12,457	11,691,192
		割合	11.5%	11.1%	11.1%	10.3%	10.8%	10.0%
生産年齢人口	15~64歳	人口	71,700,512	73,101,025	68,753,641	70,756,829	64,941,882	67,215,555
		割合	58.5%	59.3%	57.7%	58.9%	56.4%	57.6%
老年人口	65歳以上	人口	36,770,849	36,528,901	37,159,586	36,961,946	37,816,602	37,732,157
		割合	30.0%	29.6%	31.2%	30.8%	32.8%	32.3%

資料: 国立社会保障 人口問題研究所(国勢調査より推計)

※1年ごとの人口推計

単位(人口):人

		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	
香美市	総人口	24,451	24,149	23,845	23,545	23,255	
義務教育までの年代	0~14歳	人口	2,440	2,412	2,349	2,298	2,246
		割合	10.0%	10.0%	9.9%	9.8%	9.7%
子どもを授かる中心となる年代	20~44歳	人口	5,332	5,249	5,197	5,093	5,022
		割合	21.8%	21.7%	21.8%	21.6%	21.6%
労働の中心となる年代	20~59歳	人口	8,778	8,737	8,745	8,670	8,602
		割合	35.9%	36.2%	36.7%	36.8%	37.0%
高齢者の年代	65歳以上	人口	9,684	9,531	9,371	9,185	9,035
		割合	39.6%	39.5%	39.3%	39.0%	38.9%

資料: 住民基本台帳(実績値)より推計



## 1. 調査概要

- 調査対象者：香美市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）  
香美市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）  
※対象は全家庭とし、「就学前児童」は0歳～5歳、「小学生児童」は6歳～11歳（令和6年4月1日現在）を対象としています。
- 調査期間：令和6年5月29日（水）～令和6年6月12日（水）
- 調査方法：保育所・小学校による配布・回収／郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	620件	374件	60.3%
小学生児童	868件	506件	58.3%

- 参考：前回調査

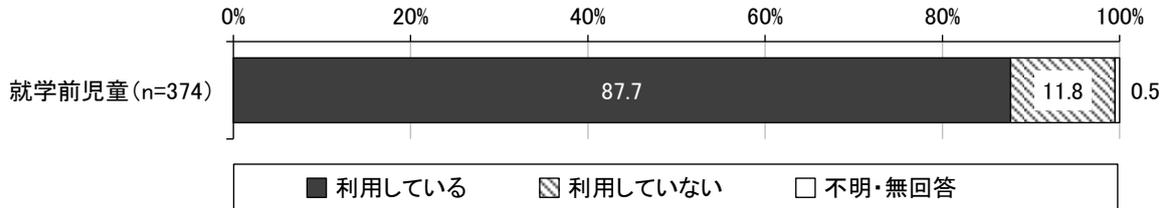
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	824件	499件	60.6%
小学生児童	850件	687件	80.8%

## 2. 結果概要

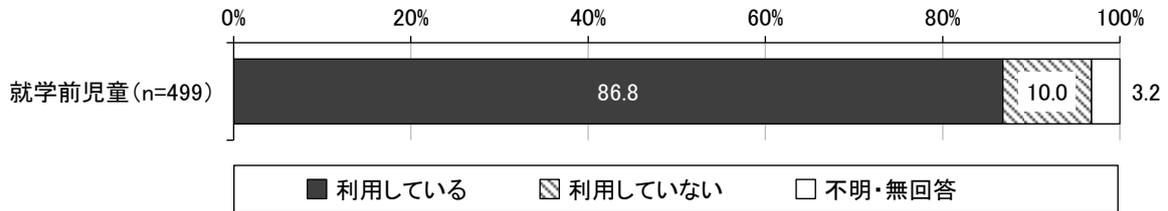
### ①教育・保育事業のニーズについて（就学前児童）

大部分の方が定期的に教育・保育事業を利用しており、その内、82.0%の方が「認可保育所」を利用しています。

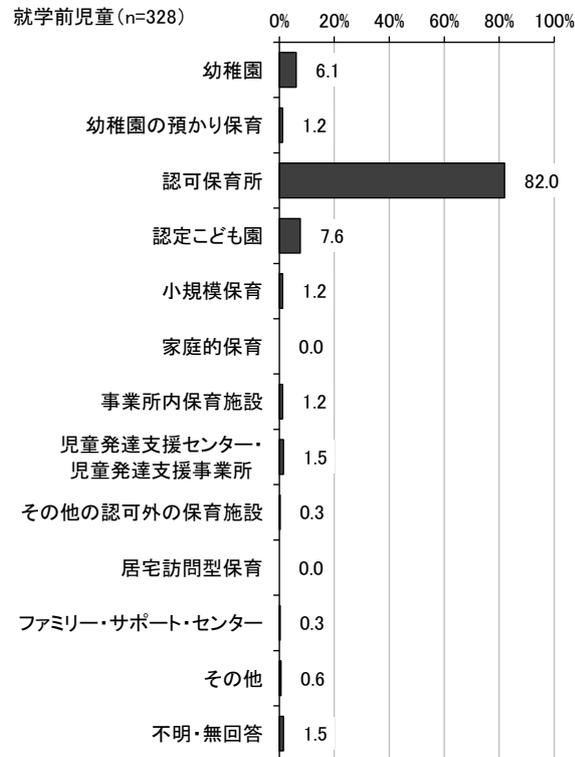
#### ◆現在、定期的に利用している教育・保育事業の有無



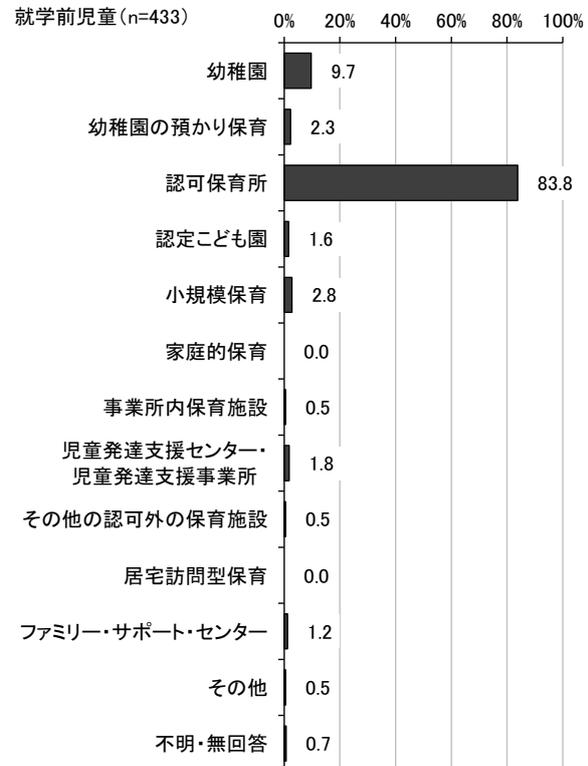
#### ■前回調査



#### ◆現在の平日の教育・保育事業の利用状況



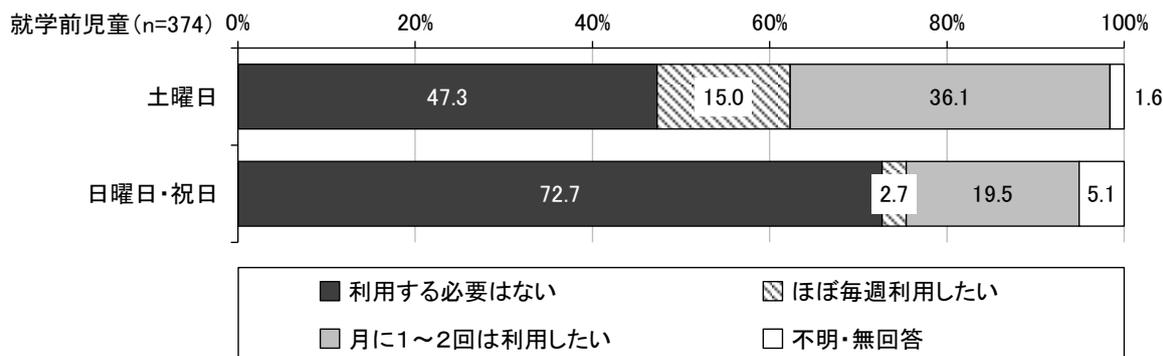
#### ■前回調査



## ②休暇中（土日祝・長期休暇）の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

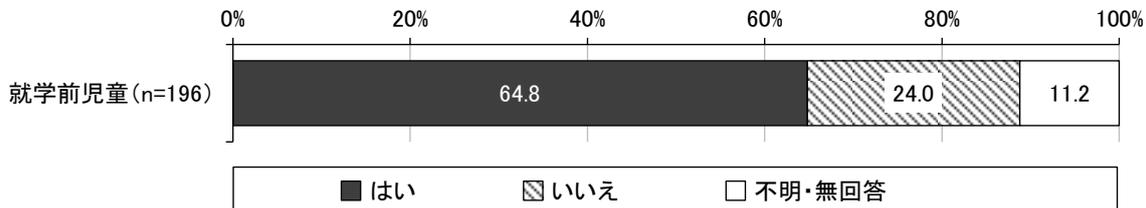
土曜日及び長期の休暇期間中においては、利用希望が半数を超えています。また、土曜日、日曜日・祝日において、利用者負担が発生するとしても利用したいと思うかは、「はい」（利用したい）が64.8%となっており、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

### ◆土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無



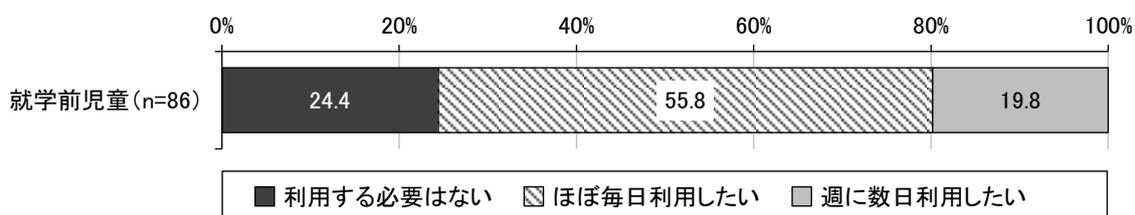
### ◆利用者負担が発生する場合の利用希望

※『土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無』で「ほぼ毎週利用したい」又は「月に1~2回は利用したい」と回答した方のみ



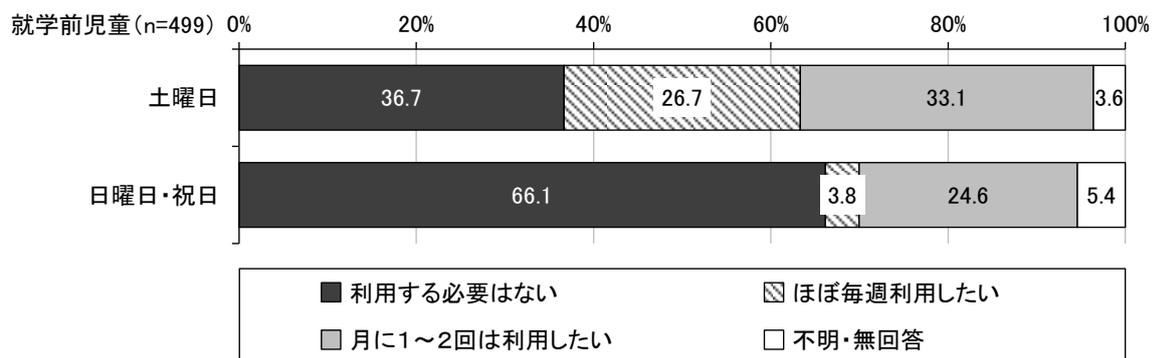
### ◆夏休み・冬休み等、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

※幼稚園、認定こども園1号（教育）認定を利用している方のみ



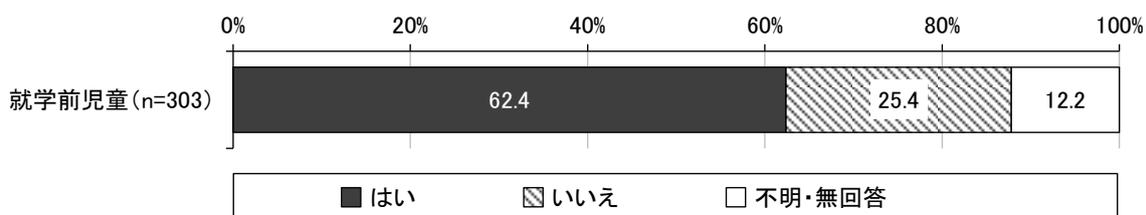
■ 前回調査

◆ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無



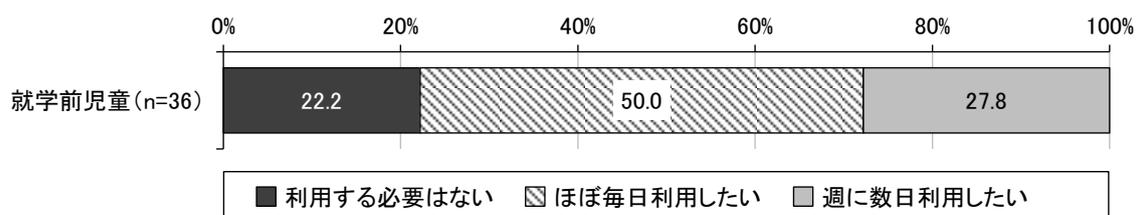
◆ 利用者負担が発生する場合の利用希望

※ 『土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無』で「ほぼ毎週利用したい」又は「月に1~2回は利用したい」と回答した方のみ



◆ 夏休み・冬休み等、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

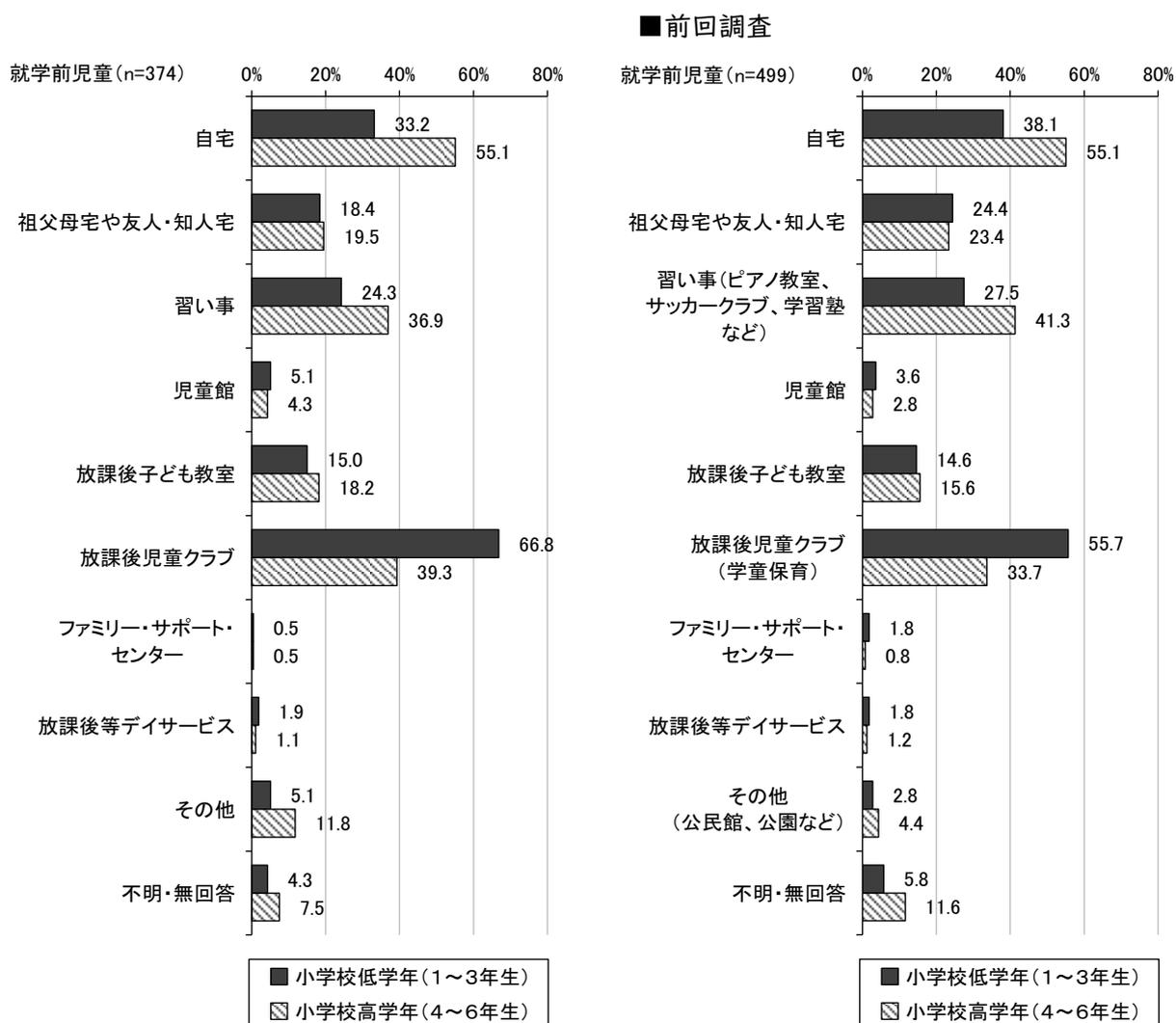
※ 幼稚園を利用している方のみ



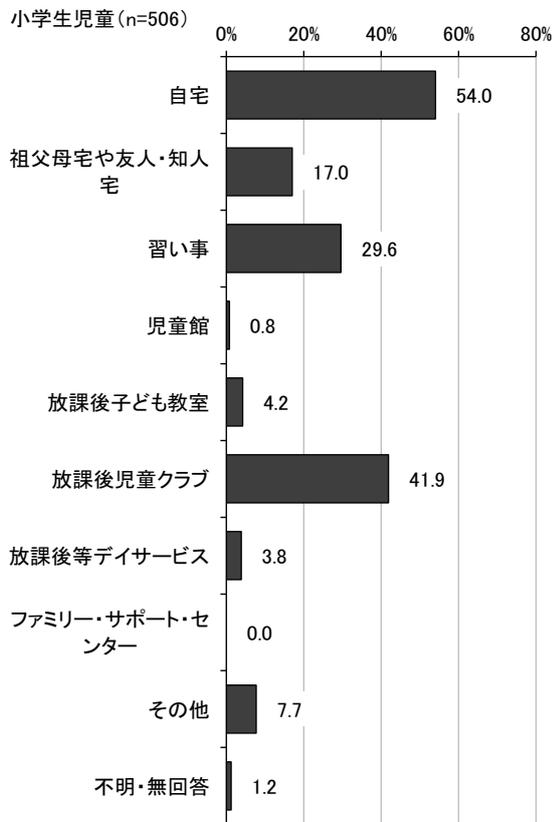
### ③放課後の過ごし方（就学前児童・小学生児童）

「放課後児童クラブ(学童保育)」について、就学前児童では、低学年は 66.8%、高学年は 39.3% となっていますが、小学生児童では 41.9% となっており、小学校入学前の希望と入学後の実際とでは、少なからず差があることがうかがえます。

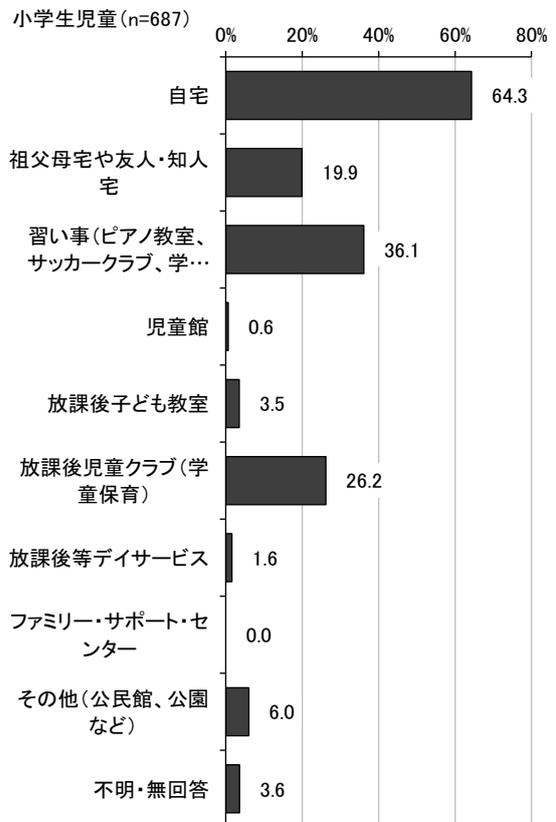
#### ◆放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（未就学児童）



◆放課後の時間をどのような場所で過ごしているか（小学生児童）



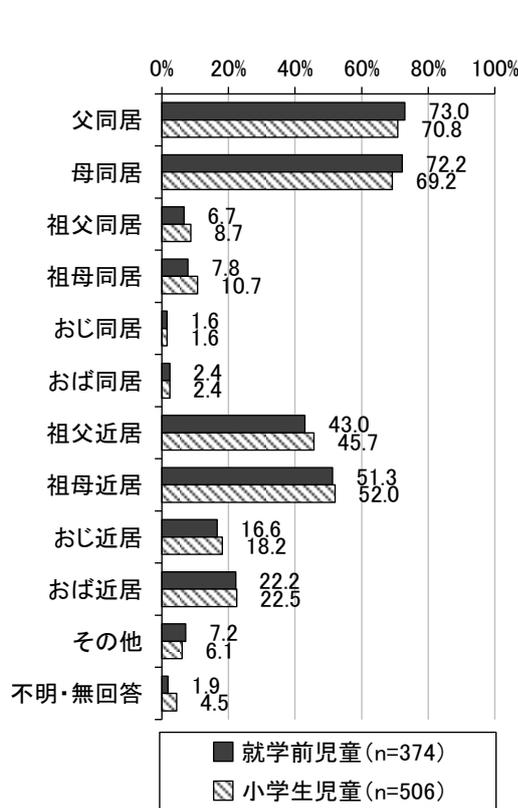
■ 前回調査



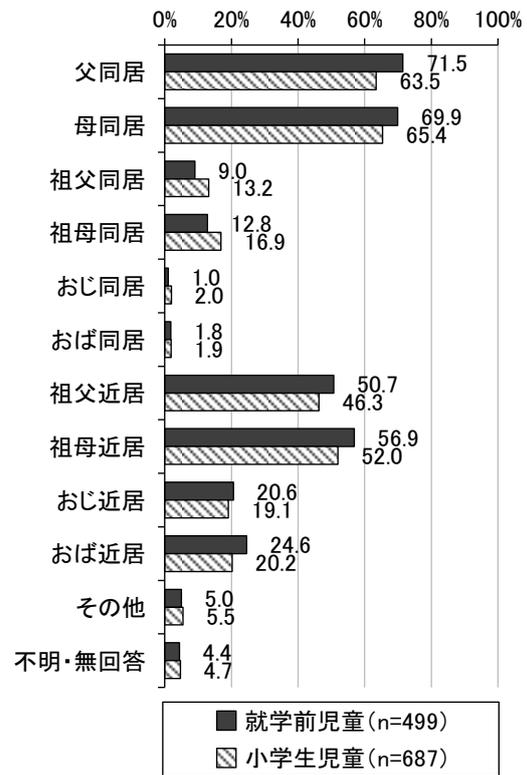
④お子さんや子育てをめぐる環境（就学前児童・小学生児童）

日常的、又は緊急時には「祖父母等の親族に（お子さんを）みてもらえる」の割合が高くなっています。「祖父」、「祖母」等の同居・近居の割合の高さも、「（お子さんを）みてもらえる」要因の1つと考えられます。

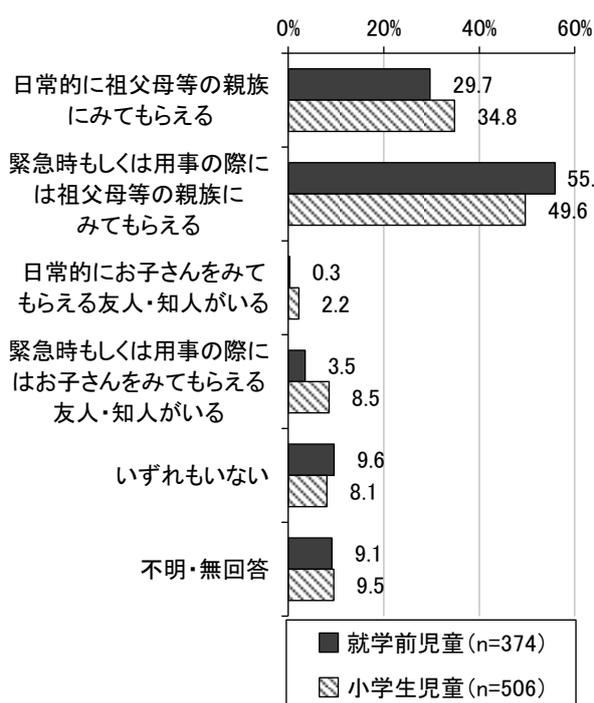
◆同居・近居している方



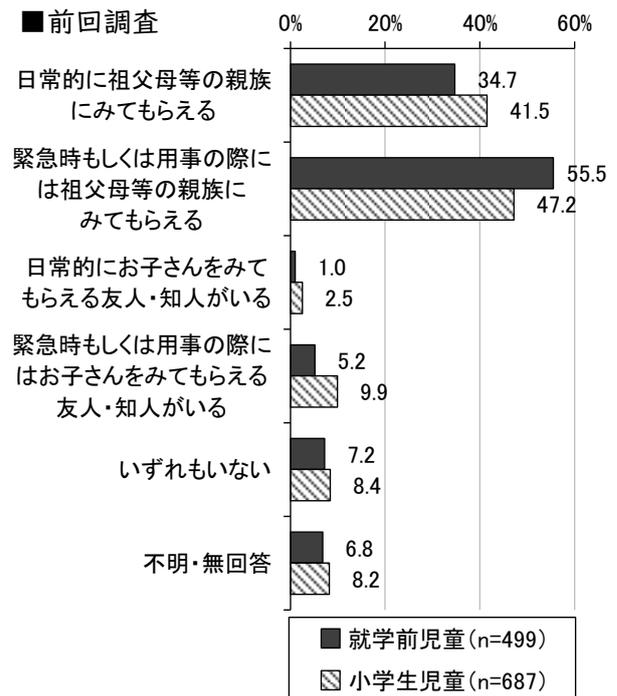
■前回調査



◆日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



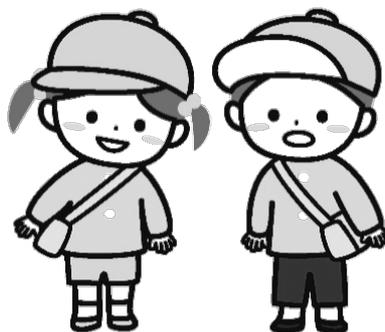
■前回調査



アンケート調査結果や前回計画の施策に関する評価等から拾い上げた主な課題を、基本目標ごとにまとめました。

### 1. 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

- 現在市内7か所の保育所運営を行っていますが、児童数の減少や保育士の確保が課題となっています。保護者の希望に応じた柔軟な対応が求められています。また、職員の質向上を目指し、県主催の研修への参加を促進する必要があります。
- 延長保育についてはあけぼの保育園とひまわり保育園で行っており、病児保育事業もなかよし保育園とあけぼの保育園で対応していますが、ニーズに対する実施場所の確保が課題です。
- 園庭開放については、再開できていない施設や参加者がいない施設もあり、実施の仕方を検討する必要があります。
- 放課後児童クラブについては、施設整備が順調に進んでいるものの、今後の維持管理についての予算確保が必要です。
- 一時預かり事業では希望通りの利用が難しいケースもあり、代替案を提供できるよう情報収集を行う必要があります。
- 食育に関しては、令和6年3月に策定した健康増進計画や食育推進計画に基づき、様々な事業を継続的に実施することで、家族全員が望ましい食習慣を身につけるよう働きかけている一方で、栄養士が不在だったため、事業の見直しも必要となっています。
- 令和6年3月より乳幼児健診でのフッ素塗布を再開したため、歯や口腔のケアについての啓発活動を引き続き行う必要があります。
- スポーツ振興においては、運動量の減少を受け、イベント参加を促す取り組みが必要です。
- 性に関する学習会を通じて、保護者と子どもが共に学ぶ機会を広げ、防災教室や交通安全教室も計画的に実施していく方針です。
- 防犯活動については関係機関と協力し、子どもの安全を守るための取り組みを引き続き強化していきます。また、有害情報への対応として、家庭でのルール決めや情報モラル教育が必要です。
- 路上や家庭における事故防止策についても引き続き指導し、学校施設の点検改修に関しては、劣化状況に応じた柔軟な対応が求められます。



## 2. すべての子育て家庭を支えるまちづくり

- 産後サポートの充実が求められており、特に第1子出産後の不安を軽減するために、定期的な訪問や支援体制の強化が必要です。
- 産婦のメンタルヘルス支援について、産後の精神的不調を早期発見し、医療機関との情報共有を強化する必要があります。また、妊婦との関係構築を促進し、必要な支援が確実に提供されるようなハイリスク妊婦への支援体制の構築が求められています。妊婦健診の受診促進も重要であり、早期に適切な妊娠管理が行えるよう、健診受診の必要性を周知していく必要があります。
- 養育支援の個別化が重要で、養育者の能力に応じた支援を提供するために、効果的なニーズ把握の方法を模索する必要があります。
- 要保護児童に対する支援においては、多職種連携の強化が欠かせません。医療機関や福祉部門との効果的な連携を促進することで、複雑な課題への対応力を高める必要があります。
- 健診未受診児に対するフォロー体制を強化し、健康状況の確認方法を多様化することが求められます。
- ひとり親家庭への制度の周知も課題であり、支援制度の認知度を高めるための啓発活動が必要です。
- 特別支援保育に関しては、質の向上を図る手段を継続的に模索し、特別支援の必要な児童へのきめ細かい支援が求められます。自立支援の強化も必要であり、福祉や外部機関との連携をさらに進めることが重要です。
- 共働き家庭の増加に伴い、男女共同参画意識を高めることが重要です。事業主への啓発や年齢層に応じたわかりやすい情報提供などを工夫する必要があります。



## 3. 地域のみんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

- 子育て家庭の交流や育児相談を行っていますが、参加者の固定化や相談者の減少から十分に機能していない可能性があります。また、ファミリー・サポート・センターでは会員数は増加していますが、依頼件数が減少傾向にあり、事業の周知や内容の検討が必要です。
- 主任児童委員事業は強化されているものの、育児相談では子育てセンターとの連携が必要です。令和6年度からのこども家庭センターの設置により、妊娠期からの支援が期待されていますが、子育てサークルは活動休止も多く、新たな情報収集が求められています。
- 家庭教育の強化には、学校運営協議会を設置し、地域学校協働の取組を地域や保護者に広げていく必要があります。特に、ひとり親世帯や子どもの貧困問題などの家庭環境や社会環境は、問題行動や不登校に大きく影響していることから、学校や関係機関と連携し、望ましい家庭教育推進のための支援活動を継続する必要があります。
- 図書館や美術館では、利用促進や駐車場問題の解決が課題であり、体験学習や人権学習においても若年層の関心を引く工夫が必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市においては、前回計画において、少子化対策とともにまちづくりを進めるというビジョンのもと、市民と行政が一体となり子育てを中心としたまちづくりを推進し、地域、企業も一緒になって子育てを応援することにより、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実させていくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

### 基本理念

ともに支え合い

子どもの笑顔あふれる香美市



## 2

## 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

すべての子どもや若者とその家族が、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、質の高い教育・保育事業を提供できる体制を整えるとともに、様々な交流機会を通じて、子どもや若者が生活に必要な知恵を身につけながら、障害の有無や家庭の経済状況等に関わらず健やかに成長することができるまちづくりを推進します。

### 基本目標2 切れ目ない支援のまちづくり

子どもや若者とその家族が生涯を通じて健康を保持できるよう、保健事業の確実な実施に努め、妊娠、出産期の不安や産後の悩み事の解決、子どもたちの幼児期から生涯にわたる健康づくり意識の醸成など、切れ目のない一貫した心身の健康づくりに取り組みます。

### 基本目標3 安心して産み育てられるまちづくり

子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、精神的・身体的・経済的な不安を理由に出産・子育て等を諦める状況が生まれないう、生活困窮家庭やひとり親家庭等、特別な配慮が必要な子育て家庭に対する支援に取り組み、保護者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 基本目標4 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

本市のすべての子どもや保護者が負担や不安、孤立感を感じることなく安心して生活ができるよう、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、支援するという意識の向上に取り組みます。

また、地域における子育て支援ネットワークを強化するとともに、子どもやその保護者が地域の人たちと交流を広められる機会を提供するなど、子どもや子育て家庭がしっかりと地域とつながった、地域の子どもは地域で育てるという支え合いのまちづくりを推進します。

## 基本理念

## ともに支え合い 子どもの笑顔あふれる香美市

## 第4章 量の見込みと確保方策

## 第5章 施策の展開

基本目標	施策の方向	頁
1 子どもの健やかな 育ちを支えるまちづくり	(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた 取組の推進 (2) 質の高い教育・保育の推進 (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の 充実 (4) 児童虐待の予防と早期発見	
2 切れ目ない支援の まちづくり	(1) 妊娠・出産における安心の確保と支援 (2) 子どもの健康づくりの推進 (3) 子育て支援の充実	
3 安心して産み育てられる まちづくり	(1) 子育て家庭への経済的支援 (2) 多様なニーズに合わせた環境の整備 (3) 共育での意識醸成 (4) 子どもの貧困の解消に向けた対策	
4 地域のみinnで支え合い、 子育てしたくなる まちづくり	(1) 地域における子育て支援ネットワークの 充実 (2) 地域再生と地域力強化 (3) 学校・家庭・地域での連携教育の推進 (4) 子どもの安全確保と安心できる環境づくり	

# 第4章 量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたって、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を受けることができるよう、教育・保育提供区域を設定します。

本市においては、地理的条件、人口、その他社会的条件、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を市全域で1つと設定します。

## 2 教育・保育事業

1号認定、2号認定、3号認定については、過去の利用実績、将来人口推計による対象児童の減少等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を、次表のとおり設定します。

### 【教育】

	実績(見込み)			目標事業量[人/年]						
	令和6年度			令和7年度			令和8年度			
	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	
①量の見込み (必要利用定員総数)	26	75	101	24	72	96	22	70	92	
(①のうち、市外施設を利用)	4	15	19	2	7	9	2	7	9	
②市外からの受け入れ	8	6	14	0	0	0	0	0	0	
③合計 ①+②	34	81	115	24	72	96	22	70	92	
④確保方策	認定こども園	38	72	110	38	72	110	38	72	110
	市外施設	4	16	20	2	7	9	2	7	9
④-③	8	7	15	16	7	23	18	9	27	

	目標事業量[人/年]									
	令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	
①量の見込み (必要利用定員総数)	20	69	89	18	69	87	18	70	88	
(①のうち、市外施設を利用)	2	7	9	2	7	9	2	7	9	
②市外からの受け入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③合計 ①+②	20	69	89	18	69	87	18	70	96	
④確保方策	認定こども園	38	72	110	38	72	110	38	72	110
	市外施設	2	7	9	2	7	9	2	7	9
④-③	20	10	30	22	10	32	22	9	23	

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

【保育】

	実績(見込み)				目標事業量[人/年]								
	令和6年度				令和7年度				令和8年度				
	2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	372	69	96	116	321	41	97	112	300	38	94	114	
(①のうち、市外施設を 利用)	3	15	5	8	0	0	1	1	0	0	1	1	
②市外からの受け入れ	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
③合計 ①+②	372	70	97	117	321	41	97	112	300	38	94	114	
④ 確保 方 策	保育所	433	40	92	102	366	39	107	104	366	39	97	104
	認定こども園	0	-	-	5	0	0	-	6	0	0	-	5
	地域型保育事業	0	2	2	3	0	2	2	3	0	2	2	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設	3	15	5	8	0	0	1	1	0	0	1	1
④-③	64	-13	2	1	45	0	13	2	66	3	6	0	

	目標事業量[人/年]												
	令和9年度				令和10年度				令和11年度				
	2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	282	37	91	112	287	36	89	110	291	35	87	107	
(①のうち、市外施設を 利用)	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	
②市外からの受け入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③合計 ①+②	282	37	91	112	287	36	89	110	291	35	87	107	
④ 確保 方 策	保育所	366	39	92	106	366	39	92	106	366	39	92	106
	認定こども園	0	0	-	5	0	0	-	5	0	0	-	5
	地域型保育事業	0	2	2	3	0	2	2	3	0	2	2	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
④-③	84	4	4	3	79	5	6	5	75	6	8	8	

## 3

## 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として、以下の事業を展開します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業	
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業（幼稚園在園児型・非在園児型）
9	病児保育事業
10	ファミリー・サポート・センター事業
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
14	産後ケア事業（※）
15	子育て世帯訪問支援事業（※）
16	児童育成支援拠点事業（※）
17	親子関係形成支援事業（※）
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※）
19	妊婦等包括相談支援事業（※）

※第3期計画より新たに追加された事業です。

## 1. 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

### ■量の見込み

【利用者支援事業】		実績見込み	目標事業量[か所/年]				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
②確保方策	こども家庭センター型		1	1	1	1	1

### ■確保方策の内容

母子健康手帳交付時、出生届出時、新生児訪問時などの機会を捉えて保健師カードを配付し相談先の周知を図ります。医療機関との連携により妊産婦の支援の充実を図ります。支援プランの共有とケース会や支援検討会で福祉と保健の役割について確認します。

## 2. 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

### ■量の見込み

【延長保育事業】		実績見込み	目標事業量[人日/年]				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		86	91	89	85	80	79
②確保方策			91	89	85	80	79

### ■確保方策の内容

現在あけぼの保育園で12時間、ひまわり保育園で11時間30分保育を実施しています。保育士確保に努め、今後も引き続き実施します。

### 3. 健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

#### ■量の見込み

【放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)】		実績 見込み	目標事業量[人/週]				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (実利用人数)	1年生	103	105	105	105	105	105
	2年生	93	95	95	95	95	95
	3年生	87	85	85	85	85	85
	低学年計	283	285	285	285	285	285
	4年生	50	50	50	50	50	50
	5年生	21	30	30	30	30	30
	6年生	11	10	10	10	10	10
	高学年計	82	90	90	90	90	90
	合計	365	375	375	375	375	375
②確保方策			450	450	450	450	450

#### ■確保方策の内容

指定管理者と協議しながら施設の維持管理等を行っていきます。また、支援員のスキルアップにつながるよう研修参加への促進や支援員の予算確保を行っていきます。

### 4. 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

#### ■量の見込み

【子育て短期支援事業】		実績 見込み	目標事業量[人日/年]				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		1	5	5	5	5	5
②確保方策			5	5	5	5	5

#### ■確保方策の内容

広報誌、ホームページによる事業周知を行いました。

引き続き、制度の周知を図りながら、代替えのサービスの把握に努めます。里親家庭への受け入れルールの整備を行っていきます。

## 5. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### ■量の見込み

【乳児家庭全戸訪問事業】	実績見込み	目標事業量[人/年]				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (出生児数)	90	100	100	100	100	100
②確保方策		100	100	100	100	100

### ■確保方策の内容

出生届出時の面接や産後早期の電話連絡を行い、出生後できるだけ早期の訪問を継続していきます。

市外に里帰りされている方についても、状況や希望に応じて里帰り先への訪問又は里帰り先市町村に訪問依頼する等、産後早期の訪問につなげます。

赤ちゃんすこやか訪問員による生後4か月までの訪問を行います。

## 6. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等の相談支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、児童虐待防止の啓発活動として、市の広報誌やホームページへの掲載を行います。

### ■量の見込み

【養育支援訪問事業】	実績見込み	目標事業量[人/年]				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	90	88	86	84	82
②確保方策		90	88	86	84	82

### ■確保方策の内容

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行っています。

訪問以外でも、電話や保育訪問、健診などを利用し、支援しています。関係部署、関係機関と連携し、対象家庭の状況にあわせた支援を継続していきます。

また、児童虐待の早期発見及び早期対応のため、引き続き関係機関と連携をとりながら、ケースの進行管理を行います。

## 7. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### ■量の見込み

【地域子育て支援拠点事業】	実績見込み	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み[人回/月] (月間延べ利用人数)	380	307	311	308	301	294
確保方策	②延べ人数[人回/月]	307	311	308	301	294
	実施箇所数[か所]	2	2	2	2	2

### ■確保方策の内容

親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報提供などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭、地域社会をつなぐ取組を実施します。

広報や訪問支援活動を通じて、子育て支援センターの周知を図り、子育て家庭の支援につなげていきます。

## 8. 一時預かり事業(幼稚園在園児型・非在園児型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

### ■量の見込み

【一時預かり事業】		実績見込み	目標事業量[人日/年]				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ 利用人数)	幼稚園型Ⅰ (3~5歳)	60	56	52	48	49	46
	幼稚園型Ⅱ (2歳)	0	0	0	0	0	0
	上記以外の 0~5歳	900	950	950	950	950	950
②確保方策	幼稚園型Ⅰ(3~5歳)		56	52	48	49	46
	上記以外の0~5歳		950	950	950	950	950

### ■確保方策の内容

認定こども園の教育(1号認定)認定児童を対象とした幼稚園型Ⅰを私立認定こども園2園で、幼稚園型以外の未就園児を対象とした一般型を子育て支援センター2か所と私立認定こども園1園の計3か所で実施します。

## 9. 病児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

### ■量の見込み

【病児保育事業】 病児対応型、病後児対応型、 非施設型(訪問型)	実績 見込み	目標事業量[人日/年]				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0

【病児保育事業】 体調不良児対応型	実績 見込み	目標事業量[人日/年]				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	108	125	122	118	113	109
②確保方策		125	122	118	113	109

### ■確保方策の内容

現在市内では、体調不良児対応型を2か所(なかよし保育園、ひまわり保育園)で実施しています。

病児対応型、病後児対応型、非施設型(訪問型)については、必要性も含めて調査・検討していきます。

## 10. ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の預かりや送迎等の援助を受けたい保護者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、会員同士の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

### ■量の見込み

【ファミリー・サポート・ センター事業】	実績 見込み	目標事業量				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み[人日/月] (月間延べ利用人数)	20	28	27	27	25	25
確保方策	②延べ人数[人日/月]	28	27	27	25	25
	実施箇所数[か所]	1	1	1	1	1

### ■確保方策の内容

子育て資源として、ファミリー・サポート・センター事業を有効に活用できるよう、広報の掲載やホームページ、チラシ等で情報を発信します。

同時に、安心安全な相互援助活動のための、事故予防や救急救命などの講習を定期的に行い、事業利用への負担軽減に努めます。

## 11. 妊婦健康診査事業

---

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

### ■量の見込み

【妊婦健康診査】	実績見込み	目標事業量[人回/年]				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間受診者数)	1,026	1,238	1,212	1,185	1,159	1,138
②確保方策		1,238	1,212	1,185	1,159	1,138

### ■確保方策の内容

妊婦健康診査受診票を適正な時期に交付できるよう、妊娠11週以内の妊娠届出率100%を目指し、広報・啓発を行います。産婦健診助成は、令和2年10月から実施しており、ほぼ全数が受診されています。今後も医療機関と連携して、母の身体面・心理面等の支援を行っていきます。

## 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

---

年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降（算定基準は小学校第3学年終了前）を対象に、新制度に移行していない幼稚園に対して、保護者が支払うべき副食費の補助を実施していきます。

## 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

---

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入に関する動きはなく、取組事項はありません。

情報収集を行い、状況により検討していきます。

## 14. 産後ケア事業【新】

出産後年1未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

### ■量の見込み

【産後ケア事業】	目標事業量[人日/年]				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ人数)	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40

### ■確保方策の内容

出産後1年を経過しない産婦が心身の安定やセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、健やかな育児ができるように、産後ケアを利用しやすい体制づくりをし、必要時に利用できるように、面談時や広報等で周知していきます。

## 15. 子育て世帯訪問支援事業【新】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

### ■確保方策の内容

今後の方向性について、情報収集に努め、必要性も含めて検討してきます。

## 16. 児童育成支援拠点事業【新】

---

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

### ■確保方策の内容

今後の方向性について、情報収集に努め、必要性も含めて検討してきます。

## 17. 親子関係形成支援事業【新】

---

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

### ■確保方策の内容

ペアレントトレーニングの内容を取り入れた子育て講座など、保護者に向けた情報提供を行っています。本事業の実施基準を満たしていないため、今後の国の方向性を確認しつつ、検討していきます。

## 18. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新】

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

### ■量の見込み

【乳児等通園支援事業】	目標事業量[人日/年]				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ人数)	—	4	4	4	4
②確保方策	—	4	4	4	4

### ■確保方策の内容

令和8年度からの実施に向けて、実施施設の検討や保育士の確保等、受け入れ体制を整えるよう努めます。

## 19. 妊婦等包括相談支援事業【新】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### ■量の見込み

【妊婦等包括相談支援事業】	目標事業量[人回/年]				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ人数)	300	300	300	300	300
②確保方策	300	300	300	300	300

### ■確保方策の内容

本市では、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施しており、この中に妊婦等包括相談支援も含まれていることから、新たな事業としての実施予定はありません。妊婦やその配偶者が、必要時に利用できるように体制づくりをし、相談したい時に相談できる体制づくりができるように努めます。

## 4

## 事業推進体制の確保

### 1. 幼児教育・保育の一体的提供及び推進

本市では、市内に保育園7か所、認定こども園2か所が整備されています。保育現場では、各年齢や発達に合わせた生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような保育内容を構成し、幼児期にふさわしい生活や遊びの環境整備や運営を推進しています。保育園・幼稚園等職員合同研修、ティーチャーズトレーニング、公開保育等の様々な研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図っています。

また、保幼小の円滑な連携を推進するための架け橋プログラムに関しては、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流をすると共に、交流への取り組みに対しての保幼小の意見交換を行っています。相互理解を深め、今後、学校教育課の協力を得ながら踏み込んだ取り組みができるよう努めます。

今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、提供体制を整えていきます。

### 2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付について引き続き、着実に進めてまいります。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を取っていきます。

### 3. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育については、入所している児童の環境をおやみに変えないため継続入所が実施できています。今後も、保育サービス等の情報をホームページや広報を通してわかりやすく市民に伝えるとともに、出産を控えた母親への情報提供の充実を図ります。

### 4. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

近年、全国では児童が死に至る児童虐待が発生しています。児童虐待の発端（原因）は発達障害、家族の病気や育児能力不足、DVなど多様であり、調査や支援に入ることが困難なケース、長期にわたる支援の必要や対応に苦慮するケースが増えてきています。

今後、こども家庭センターを中心として、相談、訪問体制を整えきめ細やかな支援に努めます。また、教育・保育施設・学校・保健師・主任児童委員・警察等関係機関と綿密な情報共有と連携を図りながら早期発見と適切な支援につなげます。

## 5. 職業生活と家庭生活との両立を図るための支援

---

母子健康手帳交付時の面談や妊娠中の夫婦を対象に開催する「マタニティ教室」で、妊産婦の身体の変化や働くためのさまざまな制度についておよび子育てについて等の情報を提供しています。夫婦間のコミュニケーションを大切に、共に働き・共に育てる、ふたりで子育て・みんなで子育てをし、喜びを感じることができるよう支援していきます。

## 6. 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進

---

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、関係機関の連携会議の開催等の取組を推進します。

# 第5章 施策の展開

## 1 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

### 1. 「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の推進

#### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
<div data-bbox="103 790 183 869" style="color: white; background-color: red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; line-height: 20px;">新</div> 相談窓口機能の 充実	こども家庭センターにおいて、各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等による子ども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組みます。 妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受けるとともに、子どもの出生から18歳の成人に至るまで様々な相談を受け付け、相談に合った地域資源を活用し、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行います。 また、NPOやボランティア等の団体が行う子育て支援活動の把握を行い、不足する地域資源や支援を把握し、団体等との連携のもと、新たな支援体制の開発・充実に努めます。	福祉事務所 （社会福祉班） 健康推進課 （親子すこやか班）
<div data-bbox="103 1070 183 1149" style="color: white; background-color: red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; line-height: 20px;">新</div> 子育て支援情報の 発信	月1回の子育て通信の発行など、従来の情報発信の方法だけでなく、様々な機会や新しい手法での情報発信に努めます。	教育振興課 （子育て支援センター）

## 2. 質の高い教育・保育の推進

### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
保育所運営の充実	市内 7 か所で実施しています。適正規模に満たなかった保育所（若藤保育園）については、平成 18 年から休園となっております。 職員の質の向上のため、県主催の研修を取り入れるなど研修内容を充実できるよう努めます。	教育振興課 (幼保支援班)
認定こども園への移行の検討	令和 5 年 4 月 1 日付で幼稚園が幼稚園型認定こども園へと移行しました。引き続き連携強化を図ります。	教育振興課 (幼保支援班)
地域型保育（小規模保育）の認可	平成 28 年 4 月 1 日付で小規模保育事業所を 1 か所認可しました。質の高い保育が実施できるよう、引き続き指導していきます。	教育振興課 (幼保支援班)
0 歳児保育の適切な実施	引き続き、休園中を除く市内全園での 0 歳児保育を継続していきます。	教育振興課 (幼保支援班)

## 3. 特別な配慮を必要とする家庭への支援の充実

### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
特別支援教育	就学前から義務教育終了まで一貫して、子どもの個別の特性とニーズに対応する個別最適な支援を行うための校区内保幼小中の連携体制を構築するとともに、研修会や懇談等を通じて、家庭・地域への子育て支援の共有に取り組みます。	教育振興課 (学校教育班)
特別支援保育	特別な支援を必要とする子どもの保育の質向上のため、引き続き特別支援保育コーディネーター及び加配保育士の適正人数の確保に努めるとともに、研修等により職員の資質向上に取り組みます。	教育振興課 (幼保支援班)
病気や障害に関する様々な支援	心理士や保育士等専門職と連携し、保護者の思いに寄り添いながら、子どもの成長発達を見守る場として、今後も継続して事業を実施していきます。	健康推進課 (親子すこやか班)
	障害者自立支援協議会を活用し、関係機関との地域課題への取組や連携を行っていく。	福祉事務所 (社会福祉班)
課題を抱える自立支援事業	各中学校区において、子どもたちの小中 9 年間の育ちをつなぐことに視点を置いた取組を進めていきます。子どもを中心においた活動を充実させ、不登校や問題行動の未然防止に取り組むとともに、課題を抱える子どもたちにチーム学校として専門家と連携して支援体制を充実させていきます。	教育振興課 (学校教育班)

事業	内容	担当課
外国につながる子どもに関する支援	海外から帰国した子どもや、国際結婚をした保護者の子ども等、外国につながる子どもについて、円滑に保育施設が利用できるよう、関係機関と連携しながら保護者及び保育施設への支援に努めます。	教育振興課 (幼保支援班)

**新** 4. 児童虐待の予防と早期対応

**■取り組む事業**

事業	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	引き続き、児童虐待の早期発見及び早期対応のため、関係機関と連携をとりながらケースの進行管理を行います。	福祉事務所 (社会福祉班)
児童虐待の予防と早期対応	児童虐待の背景には、保護者間の暴力(DV)やヤングケアラーなど複合的な要因があります。必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。また、広報やホームページ等による相談窓口の周知、啓発活動を行います。	福祉事務所 (社会福祉班)
人権学習	令和6年度より「じんけんサークル『まごころ』学習会」から「『まごころサークル』学習会」に変更して開催しています。また、若年層の関心の高い人権課題で講座を開催するため、学校等の関係機関と連携し、市内の小中学生の人権作文のテーマに多く選ばれている人権課題を参考に講座を企画します。	生涯学習振興課 (文化班)

## 1. 妊娠・出産における安心の確保と支援

## ■取り組む事業

事業	内容	担当課
産婦訪問	乳児全戸訪問とあわせて実施します。出生届出時の面接や電話連絡で、早期の訪問支援につなげていきます。必要に応じて保健師の訪問に助産師が同行し産褥期の心身の状態や授乳についての助言なども行います。継続支援が必要な場合は、電話連絡や訪問等で支援を行っていきます。 産婦の休養や育児支援として、産後ケアの利用等サービスにつなげていきます。 産後2週間と産後1か月に、医療機関での産婦健康診査を実施します。	健康推進課 (親子すこやか班)
ハイリスク妊婦の支援	母子健康手帳交付時の面談を継続し、状況把握するとともに、相談先であることの周知や妊婦との関係構築に努めます。 より支援が必要と判断された場合には支援プランを作成し、電話や来所、訪問による支援を行っていきます。 医療機関との定期連絡会で情報共有を行い、連携して必要な支援につなげていきます。	健康推進課 (親子すこやか班)
乳幼児健診	児の発達の見立てや保護者への相談対応の支援者のスキルアップを図ります。引き続き乳幼児健診の受診勧奨を行いながら、健診事業を継続していきます。	健康推進課 (親子すこやか班)

## 2. 子どもの健康づくりの推進

### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
食育の推進	<p>令和6年3月に策定した第4期香美市健康増進計画・第3期香美市食育推進計画に基づき関係機関と情報共有を行いつつ連携しながら、各種事業内容の充実を図り、以下の内容を継続的に実施していきます。</p> <p>望ましい食習慣や、バランスの良い食事など食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。</p> <p>食に関するボランティア活動の育成と支援を行います。</p> <p>地産地消や郷土料理、食文化の検証に関する普及・啓発を行います。</p> <p>災害時の栄養・食生活支援に関する取組を進めます。</p>	健康推進課 (親子すこやか班)
	健康推進課をはじめとする関係機関とも連携をとり、子育てセンターの講座や行事へ食育を関連づけたものを引き続きとりいれていきます。	教育振興課 (子育て支援センター)
	児童生徒の健康課題に対応するため、朝食摂取の推進、栄養教諭等による食に関する指導の実践研究等に学校全体で実施する食育の充実を図ります。また、ヘルスメイト食育事業・給食指導の実施、「食育ノート」「食育ハンドブック」の活用を引き続き推進していきます。	教育振興課 (学校教育班)
正しい生活習慣の普及と疾病予防	<p>令和6年3月に策定した第4期香美市健康増進計画・第3期香美市食育推進計画に基づき関係機関と情報共有を行いつつ連携しながら、望ましい食習慣や、バランスの良い食事など食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。</p> <p>また、食に関するボランティア活動の育成と支援、地産地消や郷土料理、食文化の検証に関する普及・啓発を行います。</p> <p>災害時の栄養・食生活支援に関する取組を進めます。</p>	健康推進課 (親子すこやか班)
むし歯予防	<p>母子健康手帳交付時には歯間清掃器具の配布・歯科健診の受診勧奨を行い、妊娠中の口腔ケアの必要性について啓発します。</p> <p>乳幼児健診では引き続き、歯科健診でむし歯や口腔内の異常を早期発見するとともに、歯みがきやフッ化物の利用について保護者への啓発を行います。</p> <p>ライフステージが変わっても乳幼児期からの歯科保健の取組みが継続されるよう、関係機関で共有していきます。</p>	健康推進課 (親子すこやか班)
	公立保育園及び認定こども園でフッ化物洗口実施します。また、はみがき教室をきっかけに、はみがきを習慣化できるよう保護者も含めて啓発する必要があるため、今後も子どもや保護者に意識づけできるような事業を継続していきます。	教育振興課 (幼保支援班)

事業	内容	担当課
スポーツ振興	幼児期から子どもの体幹づくりや運動に親しむ習慣に取り組むことを継続していきます。またゲームや SNS 等の利用時間や利用方法についても、地域や PTA と連携し、生活改善に努めていきます。	教育振興課 (学校教育班)
	現在行っているファミリースポーツフェスティバル等のイベントの他に、新たな児童向けのスポーツイベントを開催し、スポーツに触れ合う機会を作っていきます。	生涯学習振興課 (スポーツ班)
性に関する正しい学習	高知県教育委員会が発行した「性に関する指導の手引き」を活用して、発達段階に応じた多様な学習を取り入れることができるようにするとともに、保健体育担当者と養護教諭が連携し、性に関する学習の充実に取り組んでいきます。	教育振興課 (学校教育班)

### 3. 子育て支援の充実

#### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
育児ストレスの対応	引き続き、子育てひろば・電話・来所相談、「ママのサポートルーム」などの開催のほか、子どもとのかかわり方講座などを実施します。 様々な保護者のニーズに対応できるよう関係機関との連携を行います。	教育振興課 (子育て支援センター)
	産後早期に産婦の心身状態を把握し、関係機関とも連携し、訪問やサービス利用など支援につなげていきます。 育児相談や乳幼児健診では、育児者の心身状態や育児不安について確認し、必要に応じて保健師の個別支援や来所相談、子育てセンターへつなぐなど支援を継続します。	健康推進課 (親子すこやか班)
主任児童委員事業	引き続き、各民生委員児童委員協議会と連携をとり、相談活動の充実を図ります。	福祉事務所 (社会福祉班)
育児相談	月1回の子育てセンターで実施する育児相談と必要に応じてこども家庭センターへの来所や電話での相談等をすすめ、関係機関と連携しながら包括的に子育て支援を行っていきます。	健康推進課 (親子すこやか班) 教育振興課 (子育て支援センター)

## 1. 子育て家庭への経済的支援

## ■取り組む事業

事業	内容	担当課
幼児教育・保育 利用料の無償化 または減免	0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラスの保育料の無償化を実施します。	教育振興課 (幼保支援班)
児童手当	国の児童手当制度どおり適正に支給事務を実施します。	福祉事務所 (社会福祉班)
乳幼児医療・ 児童医療助成	0歳児から高校生まで(18歳に達した年の年度末まで)の保険診療の自己負担分(入院時の食事代を除く)を全額助成します。	市民保険課 (保険班)
第3子の保育料 無料化	第3子(0歳児クラスから2歳児クラスまで)の保育料無料化を引き続き実施します。	教育振興課 (幼保支援班)
ひとり親家庭に 関する支援	ひとり親家庭を支援する制度について、引き続き面談の機会を中心に、聞き取りを十分に行い、制度の周知を図ります。	福祉事務所 (社会福祉班)
ひとり親家庭に 対する医療費助成	1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある児童を扶養している母子・父子家庭のうち所得税非課税世帯の保険診療の自己負担分(入院時の食事代を除く)を全額助成します。	市民保険課 (保険班)

## 2. 多様なニーズに合わせた環境の整備

## ■取り組む事業

事業	内容	担当課
家庭支援推進事業	なかよし、あけぼの保育園に家庭支援担当保育士を配置しています。全園へ家庭支援担当保育士を配置できるよう職員確保に努めます。また、研修等へ参加し、担当職員の資質向上に努めます。	教育振興課 (幼保支援班)
園庭開放・ひろば	あけぼの・新改・大橋・ひまわり保育園及び三育ほっとハウスで実施しています。 今後も園庭開放の内容の充実を図るとともに、広報活動を推進します。	教育振興課 (幼保支援班)
放課後子ども教室	学校や児童クラブ指定管理者と連携し、必要に応じ実施校以外でも実施できるように調整していきます。	教育振興課 (学校教育班)
放課後児童対策	学校・放課後児童クラブ指定管理者と子ども教室の実施について検討し、実施可能な学校については連携実施に向け検討していきます。	教育振興課 (学校教育班)

### 3. 共育での意識醸成

#### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
男女共同参画推進事業	男女がともに家庭や地域、職場といった様々な場で、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「思いやりプラン」の理念に沿った取組を進めていきます。	ふれあい交流センター
市内事業者への共育での働きかけ	共働き共育で情報を集約したパンフレットを作成し、移住相談や母子手帳交付の際に啓発物資として配布していきます。	定住推進課 (定住班)

新

### 4. 子どもの貧困への支援

#### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
関係機関との連携による教育支援の推進	未就学児から教育機会の充実と教育の質の向上を図り、就学後も切れ目のない充実した教育提供ができる体制づくりに努めます。児童生徒の学習意欲の向上と継続のために、勉強の悩みから友だちや家庭に関する不安や悩みまでを、児童生徒自身が気軽に相談できるように職員の体制を整備し、また児童生徒の不安や悩みの解消を手助けするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校や福祉事務所、教育委員会が連携し、学校における福祉の相談窓口の充実を検討します。	教育振興課 (学校教育班)
保護者の就労や経済支援の推進	事業委託先の社会福祉協議会と連携し、生活が困難な状態にある世帯を就労支援等の自立支援へとつなげることで、生活の安定に向けた支援を行っていきます。	福祉事務所 (社会福祉班)
生活の安定に資するための相談支援等の推進	貧困に直面している家庭では、経済的な困難だけでなく、心理的なストレスや社会的な孤立感を伴うことが多く、家庭が抱える様々な問題に対して、こども家庭センターで相談支援を行います。また、経済的な支援や就労支援等が必要な家庭については、連携機関へとつなげていくことで、安心して生活できる環境を整えられるよう支援していきます。	福祉事務所 (社会福祉班) 健康推進課 (親子すこやか班)

新

新

新

## 1. 地域における子育て支援ネットワークの充実

## ■取り組む事業

事業	内容	担当課
子育て支援者の養成事業	定期的に養成講座を開講し、訪問員数の維持に努めます。生後4か月までの訪問ができるように調整を行います。	健康推進課 (親子すこやか班)
子育てサークルの支援	子育てサークル交流会等を実施し、連携の充実に向けて取り組んでいます。また、地域で活動しているボランティア団体等と連携し、事業を実施しています。継続して子育て支援団体の運営の助言や、連携の支援を行っていきます。	教育振興課 (子育て支援センター)
赤ちゃんとのふれあい	健康推進課との連携を図りながら事業を行います。子育てサポート体験では、内容や対象者について今後も学校と協議しながら取り組んでいきます。マタニティ教室に関しては、感染症予防対策なども図りながら、妊婦や家族が赤ちゃんとのふれあう場をもつことも検討していきます。	教育振興課 (子育て支援センター)
高齢者との交流促進	高齢者への各種行事案内、年賀状送付、敬老会・老人クラブ等の活動への参加等を通じ、交流を図っています。引き続き、活動の支援を行います。	高齢介護課 (社会長寿班) 福祉事務所 (社会福祉班)
老若男女を問わない交流	よってたかって生涯学習フォーラム、芸術祭文化展等において、多様な世代が参加し、生涯学習としての学びを共有できる場の提供を行っていきます。	生涯学習振興課 (文化班)

## 2. 地域再生と地域力強化

### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
地域教育の推進	子ども会会員数は減少しており、地域子ども会数も減少しています。要因としては、児童数の減少、地域環境の変化や価値観の多様化などが考えられます。子ども会活動は、総会、土佐山田まつり踊り子隊参加及び親子ピットリタイムマラソン大会を実施し活動の充実を図ることができました。今後も新しい生活様式を取り入れながら、創意工夫して活動する地域子ども会を継続して支援していく必要があります。青少年育成市民会議活動は、子ども会活動、中学生弁論大会への協力など地道な活動を継続しています。	少年育成センター
集落維持活性化と移住促進	移住を促進し地域の新たな担い手を確保するために、NPO 法人いなかみと連携した移住相談や情報発信を積極的に行います。また、空き家バンク制度やお試し移住体験住宅の運営により、移住希望者への支援を行います。集落活動センター事業による集落維持活性化を目指し、地域住民が主体となる事業の支援を継続します。	定住推進課 (定住班)
市営・若者定住住宅の提供	市営住宅、特定公共賃貸住宅、香美市住宅、ふるさと住宅への年4回の定時募集を行うとともに、定時募集で入居とならなかった住戸については随時募集を行うことにより、入居希望者を受け入れています。また、子育て家庭に対して、入居者選考時における優遇措置を設けています。引き続き定時及び随時募集を行うことにより、長期の空き家をなくします。	管財課 (市営住宅管理班)

## 3. 学校・家庭・地域での連携教育の推進

### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
家庭教育の強化	地域学校協働本部との連携も図りながら、学校と地域の連携が具体的に進むよう支援していきます。	教育振興課 (学校教育班)
	家庭の日の広報活動などを通じた啓発活動を継続します。学校訪問活動や家庭訪問活動等を通して、望ましい家庭教育推進のための支援活動を継続していきます。	少年育成センター
幼稚園・保育所・小学校の教職員及び園児と生徒との交流	各学校区で、互惠性のある交流活動を実施し、園と学校の交流・連携を充実させていきます。また、接続を見通した教育課程の編成・実施についての研修を行い、架け橋期のカリキュラムを作成し、実施し、振り返り、次年度の改善にいかします。	教育振興課 (幼保支援班・学校教育班)
地域型保育事業と教育・保育施設との連携	引き続き、地域型保育事業者が連携施設と適切に連携協力できるように支援します。	教育振興課 (幼保支援班)

高知工科大学との連携	学習等の支援に加え、今後は社会科副読本のデジタル化など、ICT活用の支援における連携について取組を進めていきます。	教育振興課 (学校教育班)
開かれた学校づくり	学校運営協議会や地域学校協働活動において、子供の課題解決に取り組み、改善・解決を図っていきます。	教育振興課 (学校教育班)
学習指導	各種学力調査結果から要因分析を丁寧に行い、授業改善に取り組めます。 各中学校区のグランドデザインに基づく一貫教育の研究推進を図り、9年間の学びをつなぐ研究会の実施により、各教科、総合的な学習の時間等の充実を図ります。	教育振興課 (学校教育班)
思春期保健事業	児童・生徒らが体験学習を通じて、生命の誕生や自身の出生について思い巡らせ、命の大切さについて考える機会となるよう、学校と連携し継続的に事業を実施していきます。	健康推進課 (親子すこやか班)
子ども読書活動推進計画	図書館の利用を促進するために、図書館の魅力を伝え広げ、図書資料の充実を図ります。 保育所、幼稚園、小中学校と連携し、新規登録者を確保するために、ホームページや図書だよりでの広報活動を行います。 アウトリーチサービスや、学校の貸出依頼に応えることができるよう、資料の充実を図ります。 中高校生の利用の促進のため、ティーンズ図書の充実を図ります。 子ども司書認定後の活動の場を設け、司書の育成や振興を図ります。	図書館
図書館事業	図書資料購入のための予算確保に努めます。 イベント開催日程については、他部署のイベントを考慮して設定します。イベント内容を目新しいものにし、利用者が参加したくなるような魅力的な内容にします。 ボランティアの自発的活動を促します。	図書館
美術館事業	アトリエ講座、出前講座や鑑賞教育の普及活動、乳幼児の美術ふれあい体験を実施します。	美術館
体験学習	地域の教育資源「人・もの・こと」に関わり、探究的な学びを通して、よりよく問題を解決していく児童生徒の育成を目指す研究や実践の充実を図ります。また、総合的な学習の時間を核とした体験活動と香美市の8割を占める山林についての学習を実施していきます。	教育振興課 (学校教育班)

#### 4. 子どもの安全確保と安心できる環境づくり

##### ■取り組む事業

事業	内容	担当課
交通安全教室	指導補助の協力が得られる団体と連携して市内の児童及び生徒に対して、交通安全教室を実施し、交通安全のルールやマナーが定着するように努めます。	防災対策課
防災教室	来るべき南海トラフ地震に備え、小学校高学年及び中学校の全児童及び全生徒並びに希望する保育園の園児に対して、起震車による揺れ体験を実施し、防災に関する知識の普及に努めます。	防災対策課
防犯・不審者対策	巡回活動、補導活動を継続実施します。 学校や地域、関係機関と連携した青少年の問題行動への迅速な対応を実施していきます。特にコンビニエンスストアや量販店などからの情報収集や情報提供など、連携した活動を継続していきます。	少年育成センター
有害情報への対応	年間計画に基づき、発達段階に応じた情報モラル教育を実施し、児童生徒の自己判断力の育成をめざします。ネット関係の課題について、学校運営協議会やPTAとも連携し、改善に向けて取り組み、家庭・地域への啓発及び、関係機関との連携強化をさらに進めます。	教育振興課 (学校教育班)
	有害図書回収活動を継続して実施します。また、警察や学校と協力して、インターネットを利用した有害情報を児童生徒が簡単に入手することの危険性を保護者に伝えるなど、入手を抑制する為の啓発活動を進めます。	少年育成センター
子どもの事故防止 対策の推進	引き続き乳幼児健診では、問診票の事故防止の項目を確認し、子どもの月齢や家庭状況に応じた指導を行います。また、新生児訪問や育児相談などの機会を通じて、月齢や子どもの発達段階に応じた注意点なども継続的に周知・啓発していきます。	健康推進課 (親子すこやか班)
学校施設の 点検改修	令和6～8年度にかけて、数校ずつ順番に非構造部材等の定期的な点検と不良箇所の改修を引き続き実施していきます。	教育振興課 (学校教育班)

## 第6章 計画の推進体制

### 1 地域における子育て支援の推進

本計画の基本理念「ともに支え合い 子どもの笑顔あふれる香美市」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育を始めとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業等との連携により、より一層の子育て支援を進めていきます。

それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を生かしたきめ細かな取組を行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

### 2 計画の点検・評価

本計画における事業は、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「香美市子ども・子育て会議」を評価機関として位置づけ、各年度において、各事業の実施状況を点検、評価し、その結果を公表する等、PDCA サイクルに基づき、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

#### ■PDCA サイクルのイメージ図

